

定期自主検査・点検一覧表

作成 令和 7 年 4 月 13 日

	特定 機械	特自	検査を行う時期			
			作業開始時	月 1 回	年 1 回	備考
ボイラー	○			ボ則 32		ボ則 3 性能年 1
小型ボイラー					ボ則 94	
第一種圧力容器	○			ボ則 67		ボ則 73 性能年 1
第二種圧力容器					ボ則 88	
小型圧力容器					ボ則 94	
クレーン(0.5t 以上 3t 未満)			ク則 36	ク則 35	ク則 34	
クレーン(3t 以上)	○		ク則 36	ク則 35	ク則 34	ク則 43 性能
移動式クレーン(0.5t 以上 3t 未満)			ク則 78	ク則 77	ク則 76	
移動式クレーン(3t 以上)	○		ク則 78	ク則 77	ク則 76	ク則 84 性能
玉掛け用具			ク則 220	定期(備考)		ガイドライン
デリック(0.5t 以上 2t 未満)			ク則 121	ク則 120	ク則 119	
デリック(2t 以上)	○		ク則 121	ク則 120	ク則 119	ク則 128 性能
エレベータ(0.25t 以上 1t 未満)				ク則 155	ク則 154	
エレベータ(1t 以上)	○			ク則 155	ク則 154	ク則 162 性能
建設用リフト (高さ 10m 以上 18m 未満)			ク則 193	ク則 192		
建設用リフト(高さ 18m 以上)	○		ク則 193	ク則 192		積載荷重 0.25t 未満 は特定機械から除く
簡易リフト(0.25t 以上)			ク則 210	ク則 209	ク則 208	
ゴンドラ			ゴ則 22	ゴ則 21		ゴ則 9,27 性能年 1
動力プレス機械		○	則 136		則 134 の 3	特自 則 135 の 3
動力シャー			則 136		則 135	
フォークリフト		○	則 151 の 25	則 151 の 22	則 151 の 21	特自 則 151 の 24
車両系建設機械		○	則 170	則 168	則 167	特自 則 169 の 2
動力遠心機					則 141	
化学設備等					則 276(2 年/回)	則 277 初回,改造,修 理後,1 月未使用時
アセチレン溶接装置 ガス集合溶接装置					則 317	
乾燥設備					則 299	
局所排気装置					有 20 鉛 35 特 30 粉 17 石 22	有 22 鉛 37 特 33 粉 19 石 24
プッシュプル型換気装置					有 20 の 2 鉛 35 特 30 粉 17 石 22	初回,改造,修理後,1 月未使用時
特定化学設備等					特 31(2 年/回)	特 34 初回,改造,修 理後,1 月未使用時
ショベルローダ、フォークローダ			則 151 の 34	則 151 の 32	則 151 の 31	
ストラドルキャリア			則 151 の 41	則 151 の 39	則 151 の 38	
ガンマ線照射装置 (透過撮影)				電 18 の 5	電 18 の 6(6 月/回)	電 18 の 8 初回,改造, 修理後,1 月未使用時
不整地運搬車		○	則 151 の 57	則 151 の 54	則 151 の 53 (2 年/回)	特自 則 151 の 56
高所作業車(2m 以上)		○	則 194 の 27	則 194 の 24	則 194 の 23	特自 則 194 の 26
車両系木材伐出機械			則 151 の 110	則 151 の 109	則 151 の 108	
活線作業用装置(DC750V、AC600V 超) 活線作業用器具(DC750V、AC300V 超)					則 351(6 月/回)	
絶縁用保護具、絶縁用防具					則 351(6 月/回)	

略語 法：労働安全衛生法 則：労働安全衛生規則 ボ則：ボイラー則 ク則：クレーン則 有：有機溶剤中毒予防規則 鉛：鉛中毒予防規則 粉：粉じん障害防止規則 石：石綿障害防止規則 電：電離則 性能：性能検査 特自：特定自主検査
ガイドライン：玉掛け作業の安全に係るガイドライン（基発第 96 号平成 12 年 2 月 24 日）